

MORI MATCH

Ver.2024

守山市民活動手引書もり・まっち



未来を創る

仲間を見つける

余暇を楽しむ

あなたの知らない **MORIYAMA** がきっと見つかる。

この本には、「守山のまちの魅力」が詰まっています。

- ・ 地域の中で何かしたい人
- ・ 活動はまだこれからの人
- ・ 市民活動を行っている人

ぜひ読んでください。

「共感」「希望」が生まれて、みんなのまちへの想いが、
より良い「守山の新時代」につながることを願っています。

TABLE OF 目次 CONTENTS

01. 私たちのまち	01
02. さまざまな活動の形	02
03. 市民活動を支援する組織	04
04. 身近なところで参加しよう	10
05. 施設情報	18
06. 助成金情報	30
07. 活動周知のサポート	34

自分の余暇の楽しみ探し

まちづくりにつながることもありますよ

初めて、この冊子を手にとっていただいた方の中には、まちづくり活動、市民活動と言うと「まちの活性のために何か特別なことをしなければならぬ」と難しく考えてしまっている方もおられるかもしれませんね。けれど、まちづくりの入り口はもっと気軽に、「余暇を楽しむ仲間探し、場所探し」と考えてもらえたらいいなと思っています。

市が把握している市内の市民活動団体は令和6年7月現在で約274団体にのぼります。その分野は、ボランティア活動をはじめ、スポーツや文化活動など自らの楽しみを目的とした活動から、市民公益活動につながったものまで多岐にわたります。少しでも興味を持った活動、団体があれば一歩踏み出してみませんか。

01. 私たちのまち

守山市の様子

守山市は、駅前周辺の市街地でゲンジボタルが乱舞する美しい水環境、豊かな自然環境、そして琵琶湖や比良・比叡の山並みを望む素晴らしい景観をもつ田園都市です。また、都市機能など多彩な魅力を持ち、京阪神エリアのベッドタウンとして、活気づいています。



住環境が整ったこともあり、1970年の市制施行時、約35,000人だった人口は85,737人（令和6年6月30日現在）にまで増加しています。

守山の主なイベントおよび見どころ

◆守山の奇祭

- * 勝部の火祭り（勝部神社）、浮気の火祭り（住吉神社）
県を代表する勇壮な火祭り 例年1月の第2土曜日行われる
- * すし切り祭り（幸津川町）下新川神社
乳酸で発酵させた「ふなずし」を切る奇祭 例年5月4日～5日

◆守山ほたるパーク＆ウォーク 例年5月中旬～6月上旬

ホタル飛翔時期に合わせて、徒歩で環境にやさしくホタルを観賞できるイベント

◆ルシオール アート キッズフェスティバル

文化・芸術を体験できるイベント

◆もりやまエコフェスタ

環境について楽しく学べるイベント等

◆もりやま夏まつり

県下最大の歩行者天国 7月下旬
守山駅西口～銀座西交差点～中山道一带

◆もりイチスタンプラリー

市内の名所を自転車で巡って、食と観光を楽しむイベント
ゴール地点では抽選会も開催
例年11月下旬頃 守山市内各所

◆もりやまいち

◆野洲川冒険大会

◆もりやま冬ホタル

02. さまざまな活動の形

1 個人の活動と団体の活動

市民活動は、個人で行う場合もあれば、団体を作って行う場合もあります。活動を広く社会に広めたい、レベルアップさせたいと考えるなら、団体を作って活動すると効果的です。ここでは個人活動と団体活動について述べてみます。

(1) 個人

資金集め、広報、場所の確保、機材の用意などを一人で行う自発的な活動です。自分自身が主体にならなくとも、他所の活動に参加する、団体に加入する、イベントに参加する、資金、物品を寄附する、アンケートに答えるなどすべて自主的な行動です。

(2) 趣味の市民活動団体

趣味を楽しむ人の集まりです。例えば、同好会、クラブ活動、芸術、工作、スポーツのサークル活動、生涯学習の自主教室などです。

(3) 共益を目的とする市民活動団体

会員に共通する様々な問題や課題を解決する非営利の会員組織の団体です。活動資金は主に会員から徴収します。自治会、組合、協会、PTA、保護者会などです。

(4) 公益を目的とする市民活動団体

社会で生じている様々な問題（福祉、環境、まちづくり、教育など）に対して、「何とかしよう」「より良くしよう」と自発的、主体的に問題解決に向けて活動している非営利の会員組織の団体です。活動資金は、寄附金、事業収益などです。例えば、ボランティア活動団体、NPO法人などです。

(NPO法人については次ページに説明があります)

2 NPO法人とは

(1) NPOとNPO法人の違いを知っていますか？

NPOは英語の Non Profit Organization を省略したもので日本語では非営利活動団体と言い、営利団体（企業）と対比して使います。非営利団体には、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、中間法人、共同組合、自治会・・・・など含まれますが狭義では、各種ボランティア団体や市民活動団体を指します。

NPO（非営利活動団体）の中で特定非営利活動促進法により国、都道府県より認証を受けた団体をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼んでいます。

(2) NPO法人（特定非営利活動法人）になると

団体として信用が高まり様々な契約を結べるほか、財産を保有・運営し組織としての安定が図りやすくなります。一方、NPO法人として活動するためには、法的ルールに従い運営、会計処理し、その他の責任も義務付けされます。

また、NPO法人の中で、組織体制・運営・活動が適正であり、公益に資しており一定の基準に適合していることが所轄庁に認められると『認定NPO法人』として認定されます。認定されると、寄附やお金の移動に対し税金の優遇措置が得られ、寄附を集めやすくなること、また資金力の強化に繋がり活動の一層の発展が期待できます。

(3) 非営利活動とは

活動の目的や責務を成し遂げるためには、収入を得て、そこから経費を支払い、必要に応じてひとを雇い給料を支払ったりします。「Profit=利益=売上から人件費や諸経費を引いた残り」の部分を株主や役員に配分することなく、今後の事業や活動のために費やすことを言います。

3 労働者協同組合法とは

2022年10月1日、労働者協同組合法という新しい法律が施行されました。労働者協同組合は、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事することを基本原理とする組織であり、地域みんなで意見を出し合って、助け合いながら地域の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

労働者協同組合により、介護、子育て、地域づくり関連など幅広い事業が行われることが考えられ、多様な事業分野で、新しい働き方を実現することができます

(1) 労働者協同組合法ってなに？

労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

この法律では、労働者協同組合は、以下の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

- ・組合員が出資すること
- ・その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- ・組合員が組合の行う事業に従事すること

(2) 労働者協同組合の主な特色

- ・地域における多様な需要に応じた事業ができる
- ・簡便に法人格を取得でき、契約などができる
- ・組合員は労働契約を締結する必要がある
- ・出資配当はできない
- ・都道府県知事による監督を受ける

労働者協同組合法の概要や組合設立までの流れ、申請に必要な書類等は滋賀県のホームページに詳しく掲載されています。



03. 市民活動を支援する組織

1 守山市社会福祉協議会

守山市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした団体で、会費や共同募金等の皆さまのご協力による財源を基に、住民や各種団体等のお力添えをいただき、「誰もが住みよく安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

地域福祉への理解・関心を高めるための出前講座や広報紙「もりやま社協だより」の発行等を行うほか、住民どうしの交流を深めるためのイベント機器・レクリエーション用品等の貸し出し等、市民活動の推進につながる事業も行っています。

主な事業

- ・募金（災害時の義援金、共同募金、日本赤十字社など）
- ・講座・研修（ボランティアの育成や関連講座・研修会の開催）
- ・団体支援（自治会による子育て・高齢者サロンの推進）
- ・ボランティア活動（個人、団体）の登録・紹介
- ・ボランティア活動に関わる各種相談 など

ボランティアセンターにご登録ください！

守山市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターでは、地域福祉の推進のため、ボランティア活動の登録や紹介、活動に関わる各種相談を行っており、市内で公益的な活動を行うグループや個人がセンターに登録いただいております。



現在、54の団体と15人の個人が登録されています。また、当センターでは、活動の拡充に向けた講座や研修の開催、活動場所の提供、登録グループへの活動資金の助成等を行っています。

社会福祉法人 守山市社会福祉協議会

〒524-0013 守山市下之郷三丁目2番5号（すこやかセンター 1F）

TEL：077-583-2923 FAX：077-582-1615

<http://www.Moriyama-shakyo.or.jp>

■業務時間：8:30～17:15

■休業日：土日・祝日・年末年始

2 公民館

市内各7学区にあり、社会教育の地域の拠点として各種団体・機関等と協力しながら地域づくりに取り組んでいます。

その他にも、子育て支援事業や貸館事業など様々な業務をしています。（速野・中洲公民館には支所も併設されています。）お気軽にお立ち寄りください。

主な事業

- ・各種講座・学級（心豊かな生活づくりを目指した学習活動）
- ・自主教室

教養や生活文化の向上、技能の習得、仲間づくりを目的に、自主的にグループで学習活動を行っています。

令和6年度は51教室656名の方が、音楽やものづくりや体操など、いろいろな内容で楽しく活動しています。

まちづくりと社会教育

社会教育とは「学校」以外で広く「社会」において行われる教育活動のことを言います。自分が学んできたことを地域の方々に広めることで、よりよいまちを作っていこうとすることが、社会教育によるまちづくりです。

社会教育・文化振興課では、この社会教育の機能を活かし「まなび・よろこび・わかちあい」のスローガンのもと、人づくり、地域づくり、絆づくりに取り組んでいます。

社会教育・文化振興課 課長 正江 茂文

守山市社会教育・文化振興課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5-22

TEL：077-582-1142 FAX：077-582-9441

<https://www.city.moriyama.lg.jp>

■業務時間：8:30～17:15 ■休業日：土日・祝日・年末年始

※各公民館の連絡先はP.19をご覧ください。

3 守山市民交流センター（さんさん守山）

守山市では、市民参加と協働のまちづくり条例に基づき、市民が主役のまちづくりを推進しています。令和3年4月からは市民交流センターの管理運営を市直営で行うこととなりました。これまで、市民交流センターが担ってきた、社会貢献や文化・スポーツ活動など、市民の広範囲で多様な活動を支援する施設運営に引き続き努めていきます。

当センターには、講座や文化活動の開催で利用できる「文化活動スペース」の他、コピー機、輪転機等を使用いただける「作業スペース」があります。また、市民活動やボランティア活動を行う団体および個人の方が会議や打ち合わせ等を行うために無料で利用できる「市民活動スペース」がありますのでぜひご利用ください。

※「市民活動スペース」の利用には、事前の申請および登録が必要となります。

主な事業

- ・市民活動スペース、文化活動スペースの貸館
- ・もりやま市民活動フェスタ（市民活動団体による発表や展示）
- ・市民参画事業の実施（市民懇談会、市民ワークショップ等）
- ・市民公益活動への助成（市民提案型まちづくり支援事業）
- ・市民参加と協働のまちづくりフォーラム
- ・ファシリテーター養成講座
- ・さんさんまちサポセミナー
- ・中間支援（市民活動に関する各種相談の受付など）

地域の力

私たちの生活は、学区や自治会といった地域のみなさまをはじめ、様々な課題をなんとか解決しようとする人々による、様々な市民活動によって支えられています。また、それらが、複雑に交差することで地域の力は強く豊かになっていくと思えますので、今後も一人でも多くのみなさまからお知恵とお力をお借りし、これらを結集し市民の皆様と共にまちづくりを展開していきたいと思えます。

市民協働課 課長 高田 利則

守山市民交流センター（市民協働課協働推進係）

〒524-0022 守山市守山二丁目16番45号

TEL：077-583-2975 FAX：077-583-4654

<https://www.city.moriyama.lg.jp>

■開館時間：9:00～22:00／日・祝日 9:00～17:00

■休館日：毎月第3日曜日・年末年始



守山市民交流センターに“無料”で使える 市民活動スペースがあるのはご存じですか？



市民公益活動団体向けに、「交流室・ミーティングルーム・サロンルーム」
の3つのお部屋を無料で開放しております。

※ご利用には事前登録が必要です。

1. 事前登録申請



使用予定日の**3開庁日前**
までに登録申請を行って
ください。申請書はセン
ター窓口にて配布してお
ります。

2. ヒアリング



窓口にて提出いただいた
申請書の内容をもとに、
公益性についてのヒアリ
ングを行います。

3. 申請可否連絡



申請書およびヒアリング
内容をもとに審査を行い、
ご提出から3開庁日以内
にメールにて登録可否を
お知らせいたします。

4. 予約



登録が完了されたのち、
窓口にて使用予約を行っ
てください。

※営利を目的とする活動または宗教活動もしくは政治活動に該当する活動を行う団体はご利用いただけません。
※会員の親睦を図る趣味の活動を行う団体はご利用いただけません。

ミーティングルーム



定員：6名
少人数の会議や打ち合わせ等
を行うのに適したお部屋です。
集中して作業をする際にも
是非ご利用ください。

交流室



定員：20名
中規模の会議や打ち合わせ、
サロンやセミナー、講演会等
様々な用途でご利用いただけます。

サロンルーム



全面使用時定員：64名
1区画使用時定員：10名
通常はパーティションで4区画に
区切っております。区画でご利用
いただくのも可能ですし、半面や
全面でのご利用も可能です。

サークル活動や趣味の集まり等は「文化活動スペース(有料)」をご利用ください。営利・宗教・政治活動には
ご利用いただけませんが、市民活動スペースに比べて利用条件が緩く幅広い用途にご利用いただけます。

なお、予約には「公共施設予約システム」の登録が必要となります。詳細はセンター窓口まで。

「もりやま市民活動フェスタ2024」

市民活動団体の活動展示や体験コーナー等を通じ、市民や市民活動団体間の新たな出会いや交流を図ることを目的とし、例年11月に市内で活動する市民活動団体が開催している「もりやま市民活動フェスタ」を今年度も開催予定です。

これまで市民活動に携わったことがない方にも、市民活動の楽しさや大切さを感じてもらえるよう、参加団体から成る“もりやま市民活動フェスタ実行委員会”の皆様が素晴らしいプログラムを企画していますので、ぜひ参加ください！なお、今年度より、さらに多くの方にご来場いただくために、子どもや若者も楽しめる催しを追加するなど、内容の見直しを検討しております。

【開催日】令和6年11月16日（土）※今年度は終了しています。

【開催場所】守山市民交流センター

【主な催し】

- ・ステージ発表
- ・展示・体験ブース
- ・物販ブース
- ・マルシェ
- ・キッチンカー
- ・スタンプラリー

※予定のため変更となる場合がございます。



「さんさんまちサポセミナー」

まちづくりの担い手を“まちづくりサポーター（まちサポ）”と称し、皆さんが日ごろ活動の中で困っておられることや、苦手意識があってもなかなか取り組めていない分野について、その道に精通した講師をお招きして分かりやすく丁寧に説明いただきます。興味のある講座だけを受講いただくこともできます。今年度は全8回の講座を前半4回、後半4回に分けて告知いたします。後半4回分については、10月頃告知を開始いたします。どなたでも無料で受講いただけますので、是非ご活用ください。（託児も可）

開催日	テーマおよび講師
第1回 (7/13)	「活動を始める、続けるための講座「仲間づくりと資金」活動のために大切な事」 講師：しがNPOセンター 理事 遠藤恵子さん
第2回 (8/3)	「新しい団体運営の形～巻き込む力を団体力に変える～」 講師：一般社団法人ママパスポートコミュニティ代表理事 廣瀬香織さん
第3回 (8/31)	「ファシリテーター養成講座」 講師：福知山公立大学地域経営学部 教授 谷口知弘さん
第4回 (9/13)	「ファシリテーター養成講座 ホワイトボードミーティングとは？」 講師：しがNPOセンター 事務局長 西川実佐子さん
第5回 (11/2)	「市民活動にチラシは必須！目に留まる・印象に残るチラシデザインの作り方！」 講師：しがとせかい株式会社 代表 中野龍馬さん
第6回 (12/21)	「助成金だけに頼らない！市民活動団体のための資金集め～ファンドレイジング～」 講師：日本ファンドレイジング協会認定ファンドレイザー 膽吹憲吾さん
第7回 (1/18)	「可能性は無限大！SNSを活用した団体のイメージ戦略手法！」 講師：守山市役所市民協働課 職員
第8回 (2/22)	「知る、繋がる！未来が広がる交流会」 ファシリ：しがNPOセンター 理事 遠藤恵子さん

後半分(10月～2月)の
お申込みはこちら→
※後半分のお申込みは
10月頃から可能です。



04. 身近なところで参加してみよう

1 ボランティアをする

あなたが興味・関心のあるイベントにボランティアとして参加してみましょう。
参加することで新たな発見があるかもしれませんよ？

【事業詳細】		
	【活動内容】	【問合せ】
1.	子どもふれあい学級「ふれあいハイキング」 （今年度は終了） 【日時】 2024年 5 月25日（土）※例年 5 月頃開催 【場所】 沖島 【詳細】 市内の小学 4 年生から小学 6 年生対象のウォークラリー	
	・子どもたちのグループリーダーとして共に活動	守山市地域総合センター TEL：585-4822
2.	ほたるを守ろうプロジェクト 【日時】 2024年 8 月25日（日）・9 月 8 日（日）・10 月 6 日（日） 【場所】 守山市立図書館横河川（目田川） 【詳細】 子どもたちを中心に、ほたるの自生と、魚や昆虫などいろんな生きものが元気に暮らせる川、安心して川遊びができる川、を目指しています。 ※誰でも飛び入り参加できるように、長靴やマリンシューズの貸し出しもしています。	
	・河川のゴミ拾い ・河川公園階段の草刈り ・川の中の草引き ・水生生物調査など 一緒に川に入ってくださる子どもや大人の皆さん募集！	認定NPO法人びわこ豊穰の郷 TEL：583-8686
3.	赤野井湾再生プロジェクト 琵琶湖湖底ごみ除去活動 【日時】 2024年11月16日（土） 【場所】 赤野井湾一帯 【詳細】 主に湖底に沈んだプラスチック等のごみの除去作業を行う	
	・琵琶湖の湖底のごみの除去作業等	赤野井湾再生プロジェクト (守山市環境政策課) TEL：584-4691
4.	子どもふれあい学級「ふれあい秋ハイキング」 【日時】 2024年11月16日（土） 【場所】 行先未定 【詳細】 市内の小学 4 年生から小学 6 年生対象の野外活動	
	・子ども達のグループリーダーとして共に活動	守山市地域総合センター TEL：585-4822

【事業詳細】		
	【活動内容】	【問合せ】
5.	守山市湖岸清掃運動 【日時】 2024年11月16日（土） 【場所】 木浜・赤野井湖岸周辺 【詳細】 琵琶湖岸の清掃活動	
	・ 清掃作業	守山市環境政策課 TEL：584-4691
6.	国際交流の広場 【日時】 2025年3月2日（日）（予定） 【場所】 守山市民交流センター 【詳細】 外国籍住民と市民との交流イベント	
	・ 会場設営 ・ 運営補助	守山市国際交流協会 TEL：583-4653
7.	としょかんかざり隊！ 【日時】 2024年7月21日（日）・10月27日（日）・2025年2月23日（日） すべて午前10時から正午まで 【場所】 守山市立図書館 【詳細】 折り紙などで図書館の装飾を作成する	
	・ 折り紙など装飾物を作成し、図書館を飾る	守山市立図書館 TEL：583-1639
8.	赤野井湾・小津袋クリーン大作戦 【日時】 2025年3月2日（日）（予定） ※日程決定後ホームページ、SNSでお知らせします。 【場所】 赤野井湾、小津袋 他 【詳細】 清掃作業と外来水生植物オオバナミズキンバイの除去作業	
	・ 水際、船上からのごみ拾い ・ オオバナミズキンバイの除去作業	認定NPO法人びわこ豊穰の郷 TEL：583-8686
9.	モリヤマジュニアリポーター 【日時】 月1回編集会議 長期休み中に取材体験 【募集期間】 年度初旬に広報もりやまにて募集 【対象者】 市内在住の小学4～6年生で、原則毎月第2水曜午後5時30分からの編集会議や取材に参加できる人	
	・ 守山の隠れた魅力取材し、広報もりやまで紹介する	守山市企画政策課広報係 TEL：582-1164
10.	ごみゼロ大作戦（今年度は終了） 【日時】 2024年6月1日（土） 【場所】 木浜湖岸周辺 【詳細】 湖岸周辺の清掃活動	
	・ 湖岸周辺の清掃活動	守山市ごみ減量推進課 TEL：584-4692

2 研修を受ける

活動をするうえで役に立つ知識や技術を身につけましょう。
活動の幅が広がりますよ。

【研修詳細】		
	【研修内容】	【問合せ】
1.	児童図書研究講座 【日時】 不定期 【場所】 守山市立図書館 【受講料】 無料	
	絵本や児童書について学ぶことで本を手にとることの楽しみを知ってもらう。 また、児童文化の環境向上に資する。	守山市立図書館 TEL：583-1639
2.	守山市手話奉仕養成講座（入門編） 【日時】 2024年7月11日～2024年11月28日までの毎週木曜日 【場所】 守山市役所2階防災会議室 【受講料】 無料（テキスト代別途必要） 【対象者】 守山市内に在住・通勤・通学されている高校生以上の人 【定員】 20名 ※今年度の募集は終了しています。	
	聴覚障がい者の方の生活や関連する福祉制度について理解を深め、日常会話を行うために必要な手話表現を習得するための講座。	守山市障害福祉課 TEL：582-1168
3.	認知症サポーター養成講座 【日時】 申込により日程調整します。 【場所】 申込により日程調整します。 【受講料】 無料 【その他】 10人以上のグループ(自治会、サークル、事業所等)を対象に、随時講座の開催を受け付けています。	
	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を温かく見守る応援者(認知症サポーター)を養成するための講座。	守山市長寿政策課 TEL：584-5474
4.	地域で守ろう高齢者の人権 【日時】 申込により日程調整します。 【場所】 申込により日程調整します。 【受講料】 無料	
	・ 高齢者の人権を守る（認知症等） ・ 高齢者の虐待を防ぐために ・ 高齢者と介護者を地域で見守り支える	守山市地域包括支援センター TEL：581-0330

【研修詳細】		
	【研修内容】	【問合せ】
5.	終活講座 【日時】 申込により日程調整します。 【場所】 申込により日程調整します。 【受講料】 無料	
	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、在宅医療・介護の連携や在宅看取り、エンディングノートについての知識を学ぶ講座。	守山市在宅医療・介護連携サポートセンター TEL：581-0340
6.	ファシリテーター養成講座 【日時】 2024年8月31日（土） 午前10時から正午まで 【場所】 守山市民交流センター 【受講料】 無料	
	「会議の質は、その会議のファシリテーターの質で変わる。」と言われるほど、ファシリテーターの役割は重要です。皆さんが普段、行っている会議も、その中に1人ファシリテーターのスキルを身に着けた方がいるかいなかで、会議の生産性が変わってきます。そんなファシリテーターの技術を実践を交えて基礎から学べる講座です。	守山市市民協働課 TEL：582-1149
7.	ファシリテーター養成講座 ホワイトボードミーティングとは？ 【日時】 2024年9月13日（金） 午後2時から午後4時まで 【場所】 守山市民交流センター 【受講料】 無料	
	会議を行う際、思うように話が進まなかったり、結論が出ないまま時間が来てしまったなどの経験をされた方は多いかと思います。この講座は、ホワイトボードを用いて、参加者全員の意見を共有し、合意形成や課題解決に向けて会議を効率的・効果的に進める手法を学ぶ講座です。	守山市市民協働課 TEL：582-1149
8.	本おなoshi講座（今年度は終了） 【日時】 2024年6月20日（木） 【場所】 守山市立図書館 【受講料】 無料	
	本等の修理方法について、図書館でボランティアとして活動する技術を習得するための講座。	守山市立図書館 TEL：583-1639
9.	図書館 ボランティア養成講座 【日時】 2024年10月23日（水）、10月30日（水）、11月8日（金）、11月14日（木） ※すべて午前10時30分から正午まで 【場所】 守山市立図書館 【受講料】 無料	
	絵本の読み聞かせ等、図書館でボランティアとして活動する技術を習得するための講座	守山市立図書館 TEL：583-1639

3 ボランティアに登録する

知識や技術を活かしてボランティアとして登録しましょう。
あなたの活動の場が増えますよ。

【事業詳細】		
	【活動内容】	【問合せ】
1.	公民館親子ほっとステーションサポーター	
	各公民館で運営されている、0歳から就学前までの子を持つ親や保護者の子育て支援交流活動を行う。 親子ほっとステーションでの遊びや相談などの運営サポートを行う。	守山市社会教育・文化振興課 TEL：582-1142
2.	守山市スポーツ協会年間ボランティア	
	【対象】18歳以上の人	
	スポーツ協会関連事業（市民総合スポーツ大会、健康づくり守山21、市民スポーツ大会、びわこ地球市民の森リレーマラソン大会、MORIYAMA NEW YEAR駅伝大会など）でボランティアとして活動を行う。	守山市スポーツ大会事務局 TEL：583-3113 ※火曜定休日
3.	守山市ボランティア観光ガイド協会	
	【会費】年2,000円 ※初年度のみ年1,000円	
	随時申し込みを受け付け、守山市内全域を要望に合わせて案内する。（市内観光名所や史跡の案内）	守山市ボランティア観光ガイド協会事務局 （守山市商工観光課） TEL：582-1131
4.	守山市緑の少年団	
	【対象】市内在住の小学3年生から小学6年生	
	【会費】年2,000円 ※別途、入団時に制服帽代1,000円 野外活動参加費例年1,000円程度	
	緑を守り、育てる活動を通じて、自然やふるさとを愛する心と健全な心身を養い、お互いに力を合わせて社会のために役立つ活動を行う。（緑の募金街頭啓発、公園花壇植え替え、野外キャンプなど）	守山市土木管理課 TEL：582-1134
5.	図書館サポート隊	
	【対象】図書館に興味があり、図書館活動を支援することが可能な個人や団体。 ※個人：守山市在住・在勤・在学中で中学生以上の方 ※団体：会員の半数以上が守山市に在住・在勤・在学し、市内に活動の拠点を置く団体	
	下記のいずれか、または複数 (1) 講座・講習会・演奏会などの主催 (2) 本の修理 (3) 図書館利用に障害がある方へのサービス (4) 図書館主催行事等の補助 (5) 環境美化等 (6) 本の清掃等 (7) おはなしボランティア (8) としょかんかざり隊！ (9) 中高生サポーター	守山市立図書館 TEL：583-1639

【事業詳細】		
	【活動内容】	【問合せ】
6.	守山ふれあい出前講座講師	
	体得している知識や技能を活かし、自治会、各種団体、グループ等の要望に応じて、メニューに沿った話や体験などの講座を行う。	生涯学習・教育研究センター TEL：583-5558
7.	守山市ボランティアセンター ボランティア登録（個人・団体）	
	これまで培われた能力や技能を活かし、地域福祉活動の推進にあたり、ボランティアとして団体もしくは個人の活動を行う。 登録条件は以下のとおり ①営利目的とせず、金銭的な利益を得ないこと ②自発的かつ自立的に活動を展開していること ③趣味・技能取得のみのサークル活動でないこと ④政治活動または宗教活動を目的としないこと ⑤センターからの依頼による福祉活動へ積極的に協力し、連携が図れること ⑥市内での福祉活動を1年間に少なくとも1回以上実施すること	守山市社会福祉協議会 TEL：583-2923
8.	外出支援ボランティア「はぁ〜と」 運転ボランティア	
	自宅から市内病院等への送迎を目的としたボランティア活動を行う。（本会公用車使用） ※指定講習会の受講が必要（受講に必要な費用は本会負担） ※月1回の定例会があります。	守山市社会福祉協議会 TEL：583-2923
9.	ファミリーサポート・センター「まかせて会員・どっちも会員」	
	・資格は問いません。 ・市内在住の方で送迎や託児など子育てをお手伝いしたい、積極的に援助ができる方。 ・センターが行う、講習会、交流会にご参加ください。	守山市社会福祉協議会 （ファミリーサポート・センター事務局） TEL：582-2220

【事業詳細】		
【活動内容】		【問合せ】
10.	生活支援ボランティア活動 ボランティア	
	高齢者等の日常生活の中での、ちょっとした困りごとの支援を目的としたボランティア活動を行う。（例：庭の除草作業など）講習会受講は不要です。 ※月1回の定例会があります。	守山市社会福祉協議会 TEL：583-2923
11.	守山市災害ボランティアセンター 災害ボランティアコーディネーター	
	災害時に市から「守山市災害ボランティアセンター」の設置要請を受けて、市社協と協働によるセンター運営を行う。平常時は、センターの設置・運営訓練・研修会等災害に関する理解促進を目的とした活動を行う。 ※講習会の受講の必要はありません。	守山市社会福祉協議会 TEL：583-2923
12.	いきがい活動ポイント事業	
	介護施設、障がい者施設、幼稚園、保育園、小中学校などの登録された受入機関でボランティア活動を実施し、介護予防といきがいづくりを目的とする。また、ボランティア活動を実施した上でポイントが付与され、これを市内事業所の商品券などに換券または施設などへ寄付する。	守山市社会福祉協議会 TEL：583-2923

ボランティア活動の心がまえ

①気負わず、無理せず、楽しく

自分の意思に基づく主体的な活動です。楽しく継続して活動できるようにしましょう。

②相手の気持ちになって

周囲の理解と協力を得ながら常に相手の気持ちを考え活動しましょう。

③誠心誠意

活動先での目的と機能を理解し、自分の役割や仕事を見つけ、活動しましょう。

④約束、秘密の厳守

どんな小さなことでも相手との約束を果たし、信頼関係を高め、プライバシーは、絶対に口外しないよう気をつけましょう。

⑤自身の向上

知識や技能を社会に役立てるため学習を怠らず、自分自身を高める努力をしましょう。

4 メンバーとして活動する

メンバーの一員となって、仲間と共に活動しましょう。
一緒に目標に向かって事業に取り組むことで、つながりが生まれますよ。

【事業詳細】		
	【活動内容】	【問合せ】
1.	もりやま☆こんにちワーク 【日時】 未定 【場所】 未定 【詳細】 小学生対象の仕事やものづくり体験イベント	
	・ イベント企画 ・ 運営補助	もりやま青年団 守山市社会教育・文化振興課 TEL：582-1142
2.	あわてんぼうのサンタがおうちにやってきたぁ～！！ 【日時】 未定 【場所】 応募のあった家庭など 【詳細】 サンタが未就学児のいる家庭にプレゼント（保護者から預かった）を届ける	
	・ 運営補助 ・ サンタやトナカイに扮してプレゼントを届ける	もりやま青年団 守山市社会教育・文化振興課 TEL：582-1142
3.	二十歳のつどい実行委員会 【日時】 2025年1月13日（月・祝） 【対象】 2025年度に二十歳を迎え、二十歳のつどいの前日、当日に必ず出席できる人	
	市民ホールでおこなわれる二十歳のつどい（式典）後に開催される「二十歳のつどい」の企画運営を行う。	守山市社会教育・文化振興課 TEL：582-1142
4.	女性人材バンク 【対象】 守山市に在住または在勤する満20歳以上の女性で、市政に関心を持ち、本市の審議会等の委員として活躍する意欲のある人	
	市の政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進するため、審議会（委員会、推進協議会、運営委員会など）の新設・委員の改選等の人材として登録する。	守山市人権政策課 TEL：582-1116
5.	健康推進員 【対象】 ①健康づくりに関心があり、住居地の自治会・学区などにおいて活動できる人 ②養成講座を受講できる人	
	「私達の健康は私達の手で」をスローガンに地域全体の健康づくり活動に取り組むため、正しい知識の普及、サロンや教室、講座の開催などを行う。	守山市すこやか生活課 TEL：581-0201

05. 施設情報

会議やイベントなど市民活動に活用いただける、市関係施設を紹介します。「公共施設予約システム」より申込いただきますが、施設によって規定が異なるため事前に各施設にご確認ください。（公共施設予約システムについては、P29をご覧ください）

* ここで記載している（休日）とは土日、および祝日を意味します。

■生涯学習会館（エルセンター） 〒524-0041 守山市勝部三丁目9-1

TEL：583-5558

【開館時間：8:30～17:15 休館日：火曜日・祝日の翌日、年末年始】

施設使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
大会議室 全面（休日） [170人]	2,600円 (3,900円)	3,300円 (5,200円)	4,400円 (6,600円)
大会議室 半面（休日） [85人]	1,300円 (1,950円)	1,650円 (2,600円)	2,200円 (3,300円)
中会議室（休日） [30人]	520円 (790円)	660円 (920円)	790円 (1,100円)
ミーティングルーム1（休日） [15人]	260円 (390円)	260円 (390円)	390円 (520円)
ミーティングルーム2（休日） [20人]	260円 (390円)	390円 (520円)	520円 (660円)
学習室（休日） [26人]	1,000円 (1,400円)	1,300円 (1,800円)	1,600円 (2,400円)
活動交流室（休日） [20人]	260円 (390円)	390円 (520円)	390円 (660円)
小会議室（休日） [10人]	260円 (260円)	260円 (260円)	260円 (390円)
多目的室（休日） [50人]	920円 (1,400円)	1,100円 (1,700円)	1,500円 (2,000円)
多目的グラウンド（屋外） （休日）	580円 (790円)	790円 (1,000円)	—

* 冷暖房等は別途加算となります。

* 入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。

* 使用につきましてはお問い合わせください。

* 施設や予約状況については、市ホームページでご覧いただけます。

■公民館 【開館時間：8:30～17:15 休館日：年末年始】

守山公民館 〒524-0013 守山市今宿二丁目5番15号 TEL：583-5229
大会議室[80人]・図書室[20人]・和室[50人]・調理室 [20人]

吉身公民館 〒524-0021 守山市吉身三丁目2番8号 TEL：583-1650
大会議室[100人]・中会議室[40人]・小会議室[25人]・和室[40人]・調理室 [20人]

小津公民館 〒524-0063 守山市欲賀町901-1 TEL：585-3366
大会議室[80人]・会議室[50人]・和室[40人]・調理室 [20人]・図書室[8人]

玉津公民館 〒524-0015 守山市矢島町3091 TEL：585-4822
学習室1,2[各24人]・会議室1[36人]・和室[60人]・調理室 [24人]・研修室[80人]

河西公民館 〒524-0011 守山市今市町160 TEL：583-2792
和室[130人]・大会議室[60人]・小会議室[30人]・調理室 [20人]

速野公民館 〒524-0102 守山市水保町2236 TEL：585-3953
多目的室[100人]・大会議室[55人]・和室[24人]・調理室 [20人]

中洲公民館 〒524-0215 守山市幸津川町1043-5 TEL：585-2004
大ホール[50人]・講習室[12人]・和室[50人]・調理室[15人]

北公民館 〒524-0103 守山市洲本町1353-2 TEL：585-1004
【開館時間：8:30～17:15 休館日：火曜日・祝日の翌日、年末年始】
大ホール[100人]・会議室[15人]・和室[50人]

施設使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
平日 (休日)	490円 (1,200円)	720円 (1,600円)	1,800円 (1,800円)

- * 冷暖房・ガス使用等は別途加算となります。
- * 入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。
- * 使用につきましては、各公民館に事前にお問い合わせください。
- * 施設や予約状況については、市ホームページでご覧いただけます。

■もりやまエコパーク交流拠点施設

〒524-0216 守山市環境学習都市宣言記念公園1-1
[指定管理者：TAC・ナショナルメンテナンス共同事業体] TEL：584-4693
【開館時間：9:00～22:00】
【休館日：月曜日(休日を除く)、年末年始、メンテナンス日】

1 多目的ホール（金額：1時間につき）

区分	午前	午後	夜間
	9:00～17:00まで		17:00～22:00まで
全面（休日）	660円（990円）		930円（1,300円）
半面（休日）	330円（490円）		460円（650円）

2 環境学習室

区分	午前	午後	夜間
	9：00～12：00まで	13:00～17:00まで	17:00～22:00まで
平日	750円	1,000円	1,250円
土曜日、日曜日 および祝日	1,110円	1,480円	1,850円

3 工作室

区分	午前	午後	夜間
	9:00～12:00まで	13:00～17:00まで	17:00～22:00まで
平日	750円	1,000円	1,250円
土曜日、日曜日 および祝日	1,110円	1,480円	1,850円

4 キッチンスペース（金額 1時間につき）

区分	9:00～22:00
平日	200円
土曜日、日曜日 および祝日	250円

- * 営利に関する内容がある場合、湖南四市（守山・草津・栗東・野洲）以外の方が半数以上利用する場合は、利用料金が2倍になります。
- * 湖南四市(守山・草津・栗東・野洲)の65歳以上の方、障がい者が構成者の半数以上の団体が利用の場合、料金が半額となります。
- * 冷蔵庫にかかる料金は、基本利用料金の30%相当分となります（10円未満切り捨て）。
- * 使用につきましては、事前にお問い合わせください。
- * 詳しくは、もりやまエコパーク交流拠点施設のホームページでご覧いただけます。

■守山市駅前総合案内所

〒524-0037 守山市梅田町1番9号

[指定管理者：守山商工会議所] TEL：514-3765

【開所時間：7:30～19:30 休所日：年末年始】

施設使用料	7:30～19:30
市民交流フロア	無料

* 営利活動や宗教等に関する内容がある場合は、使用できません。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

■守山駅前コミュニティホール

〒524-0037 守山市梅田町2番1号セルバ3階

[指定管理者：守山商工会議所] TEL：514-3765

【開館時間：9:00～21:30 休館日：年末年始】

施設使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:30
第1ホール[70人] (休日)	3,000円 (4,500円)	4,100円 (6,150円)	4,100円 (6,150円)
第2ホール[20人] (休日)	1,100円 (1,650円)	1,500円 (2,250円)	1,500円 (2,250円)
第3ホール[20人] (休日)	1,100円 (1,650円)	1,500円 (2,250円)	1,500円 (2,250円)

* 冷暖房費は別途加算となります。1時間につき100円。

* 営利に関わる内容がある場合は、使用料が2倍となります。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

* 詳しくは、守山市駅前総合案内所ホームページでご覧いただけます。

■守山市歴史文化まちづくり館「守山宿・町家“うの家”」

〒524-0022 守山市守山一丁目10-2 TEL：583-2366

[指定管理者：株式会社みらいもりやま21]

【開館時間：9:00～17:00（貸館は22:00まで）休館日：第1・第3火曜日、年末年始】

施設使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
南蔵 壱階[50人] (休日)	900円 (1,400円)	1,200円 (1,800円)	1,500円 (2,300円)
南蔵 貳階[10人] (休日)	200円 (300円)	300円 (450円)	400円 (600円)
南蔵 調理室[5人] (休日)	200円 (300円)	300円 (450円)	400円 (600円)
東蔵 [10人] (休日)	300円 (450円)	400円 (600円)	500円 (750円)
和室 [10人] (休日)	300円 (450円)	400円 (600円)	500円 (750円)

- * 冷暖房費：1室…1時間100円
- * 営利に関わる内容がある場合は、使用料が2倍となります。
- * 使用につきましては事前にお問い合わせください。
- * 詳しくは、「守山宿・町家“うの家”」のホームページで
ご覧いただけます。

■守山市中心市街地活性化交流プラザ「あまが池プラザ」

〒524-0041 守山市勝部一丁目13-1 TEL：514-2505

[指定管理者：株式会社みらいもりやま21]

【開館時間：9:00～17:00（貸館は22:00まで）休館日：第1・第3火曜日、年末年始】

施設使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
いきいき活動ひろば [60人] (休日)	1,200円 (2,000円)	1,600円 (2,400円)	2,500円 (3,800円)
市民ギャラリー半面 [24人] (休日)	600円 (1,000円)	800円 (1,200円)	1,300円 (1,900円)
小会議室 [12人] (休日)	300円 (450円)	400円 (600円)	500円 (750円)

- * 冷暖房費は別途加算となります。
- * 営利に関わる内容がある場合は、使用料が2倍となります。
- * 使用につきましては事前にお問い合わせください。
- * 施設については、「あまが池プラザ」ホームページで
ご覧いただけます。

■下之郷史跡公園

〒524-0013 守山市下之郷一丁目12番8号

TEL：514-2511

【開館時間：9:00～17:00 休館日：火曜日(休日を除く)、祝日の翌日、年末年始】

施設使用料（1時間ごと）	9:00～12:00	13:00～17:00
多目的室1（休日）	160円（240円）	160円（240円）
多目的室2（休日）	160円（240円）	160円（240円）

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

* 詳しくは、下之郷史跡公園のホームページでご覧いただけます。

■大庄屋諏訪家屋敷

〒524-0061 守山市赤野井町171番地1

〔指定管理者：公益財団法人 守山市文化体育振興事業団〕 TEL：516-8160

【開館時間：9:00～17:00 休館日：火曜日、火曜日が祝日の場合には翌日、年末年始】

貸室使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
主屋1・主屋2（休日）	750円 (1,200円)	1,000円 (1,500円)	1,300円 (1,900円)
書院・茶室（休日）	1,800円 (2,700円)	2,400円 (3,600円)	3,000円 (4,500円)

* 冷暖房費は別途加算となります。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

* 書院は期間限定での貸出となります。（夜間を除く）

* 施設や予約状況については、大庄屋諏訪家屋敷のホームページでご覧いただけます。

■中山道街道文化交流館「筆忠」

〒524-0022 守山市守山一丁目8-14

〔管理者：本町自治会〕 TEL：050-5516-7991

【開館時間：10:00～17:00 休館日：月・木（祝日は開館）】

施設使用料	10:00～17:00
〔2人～15人〕の部屋 2スペース	1年間登録料 1,000円 * 1年間（4月1日～翌年3月31日） * 1年間の登録で期間中何度でも使用可能

* 営利に関する内容がある場合は、使用できません。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

* 施設については、市ホームページでご覧いただけます。

【本の森】 施設使用料	10:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00
集会室全面 [48人] (休日)	1,000円 (1,600円)	1,000円 (1,500円)	1,000円 (1,500円)	1,000円 (1,600円)
集会室1 [24人] (休日)	500円 (800円)	500円 (750円)	500円 (750円)	500円 (800円)
集会室2 [24人] (休日)	500円 (800円)	500円 (750円)	500円 (750円)	500円 (800円)

* 営利に関する内容がある場合は、使用できません。

【開館時間：9:00～21:00 休館日：年末年始】

【つながる森】 【木もれび広場】 施設使用料	9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
多目的室 [120人] (休日)	1,500円 (2,300円)	1,000円 (1,500円)	1,000円 (1,500円)	1,000円 (1,500円)	1,000円 (1,500円)
活動室 [24人] (休日)	750円 (1,200円)	500円 (750円)	500円 (750円)	500円 (750円)	500円 (750円)
スタジオ [10人] (休日)	900円 (1,350円)	600円 (900円)	600円 (900円)	600円 (900円)	600円 (900円)
ギャラリー (休日)	300円 (450円)	200円 (300円)	200円 (300円)	200円 (300円)	200円 (300円)

* 営利に関する内容がある場合、他市（草津・栗東・野洲を除く）の方が半数以上の場合は、使用料が2倍になります。

* 市内在住、在勤または在学の障害者、65歳以上、18歳以下の方が利用の場合は、使用料が半額になります。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

* 詳しくは、守山市立図書館のホームページでご覧いただけます。

* 冷暖房費は別途加算となります。

■守山市民ホール

〒524-0051 守山市三宅町125

【指定管理者：公益財団法人 守山市文化体育振興事業団】 TEL：583-2532

【開館時間：9:00～17:00 休館日：火曜日、祝日の翌日、年末年始】

施設使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30
大ホール [1300人] (休日)	36,500円 (54,750円)	51,100円 (76,650円)	73,100円 (109,650円)
小ホール [300人] (休日)	7,200円 (10,800円)	9,600円 (14,400円)	14,500円 (21,750円)
練習室 1 [10人] (休日)	1,200円 (1,800円)	1,600円 (2,400円)	1,900円 (2,850円)
練習室 2 [18人] (休日)	1,200円 (1,800円)	1,600円 (2,400円)	1,900円 (2,850円)
リハーサル室[135人] (休日)	4,200円 (6,300円)	5,700円 (8,550円)	7,200円 (10,800円)
会議室 [16人] (休日)	1,700円 (2,550円)	2,400円 (3,600円)	2,900円 (4,350円)
学習室 1 [94人] (休日)	2,400円 (3,600円)	3,100円 (4,650円)	4,000円 (6,000円)
学習室 2 [40人] (休日)	1,200円 (1,800円)	1,500円 (2,250円)	1,800円 (2,700円)
学習室 3 [30人] (休日)	840円 (1,260円)	1,000円 (1,500円)	1,300円 (1,950円)
調理実習室[24人] (休日)	1,900円 (2,850円)	2,600円 (3,900円)	3,300円 (4,950円)
工芸室[18人] (休日)	1,200円 (1,800円)	1,600円 (2,400円)	2,000円 (3,000円)
展示室 (休日)	4,100円 (6,150円)	5,600円 (8,400円)	6,900円 (10,350円)

* 冷暖房費は別途加算となります。

* 使用につきましてはお問い合わせください。

* 予約状況、入場料加算、営利加算等詳細につきましては、市民ホールまでお問い合わせください。

■守山市民運動公園

〒524-0051 守山市三宅町100

【指定管理者：公益財団法人 守山市文化体育振興事業団】 TEL：583-5354

【開館時間：9:00～17:00 休館日：火曜日、祝日の翌日、年末年始】

【市民体育館】 施設使用料（1時間につき）	9:00～17:00	17:00～22:00
大アリーナ 全面 （休日）	1,600円（2,400円）	2,800円（4,200円）
大アリーナ 半面 （休日）	800円（1,200円）	1,400円（2,100円）
多目的アリーナ 全面（休日）	1,000円（1,500円）	1,400円（2,000円）
多目的アリーナ 半面（休日）	500円（750円）	700円（1,000円）
弓道場[貸し切り] （休日）	600円（900円）	840円（1,200円）

* 冷暖房費は別途加算となります。

* 弓道場は個人利用料金もあります。

* 会議室・控室等、備品、照明等についてはお問い合わせください。

* 入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

【市民球場】施設使用料(1時間につき)	6:00～17:00
全面 （休日）	2,200円（3,300円）
外野[人工芝] （休日）	1,500円（2,300円）

【市民スポーツ広場】 施設使用料[3コーナー]	6:00～18:00 (1時間につき)	18:00～21:00 (3時間)
1コーナー （休日）	140円（190円）	2,200円（3,300円）

* 18:00～21:00の料金には照明の使用料金も含んでいます。

【ソフトボール場】 施設使用料	6:00～18:00 (1時間につき)	18:00～21:00 (3時間)
全面 （休日）	340円（490円）	3,700円（5,600円）

* 18:00～21:00の料金には照明の使用料金も含んでいます。

【運動公園テニスコート】 施設使用料[人工芝 8.コート]	6:00～21:00 (夜間照明使用なし)	6:00～21:00 (夜間照明使用あり)
1コート1時間利用（休日）	660円（990円）	1,100円（1,400円）

【守山町公園テニスコート】 施設使用料[人工芝2コート]	6:00～18:00 (1時間につき)	18:00～21:00 (3時間)
1コート （休日）	500円（750円）	2,100円（3,150円）

* 18:00～21:00の料金には照明の使用料金も含んでいます。

【野洲川立入河川公園】 施設使用料(1時間につき)	9:00～17:00
芝生広場[サッカー専用] (休日)	180円 (260円)
クレイ広場 (休日)	130円 (180円)

【立入公園（多目的グラウンド）】 施設使用料[1時間につき]	9:00～21:00 (夜間照明使用なし)	9:00～21:00 (夜間照明使用あり)
全面 (休日)	200円 (300円)	1,200円 (1,800円)

【守山市民運動公園施設について】

- *利用者が市外区分の場合は、利用料金が変わります。
- *入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。
- *使用につきましては事前にお問い合わせください。
- *施設や予約状況については、市民運動公園のホームページでご覧いただけます。

■野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）

〒524-0212 守山市服部町2439 TEL：584-3366

[指定管理者：公益財団法人守山市文化体育振興事業団]

【開場時間：9:00～17:00 休場日：火曜日、祝日の翌日、年末年始】

【人工芝A・Bコート】 施設使用料（1時間につき）	9:00～22:00 (5月1日～9月30日は7:00～22:00)
1面 (休日)	4,400円 (6,600円)
3/4面 (休日)	3,850円 (5,770円)
1/2面 (休日)	3,300円 (4,950円)
1/4面 (休日)	2,200円 (3,300円)

【天然芝Cコート】 施設使用料（休日のみ）	9:00～17:00
2時間30分まで (休日)	14,500円 (21,750円)
5時間まで (休日)	29,000円 (43,500円)
全日 (休日)	43,500円 (65,250円)

- *利用者が市外区分の場合は、申請可能な月日が変わります。
- *照明、クラブハウス、備品等についてはお問い合わせください。
- *生徒、障がい者等の使用については別途料金となります。
- *入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。
- *使用につきましてはお問い合わせください。
- *施設や予約状況については、ビッグレイクのホームページでご覧いただけます。

■守山市民交流センター

〒524-0022 守山市守山二丁目16-45

TEL：583-2975

【開館時間：9:00～22:00（日・祝日：～17:00）休館日：毎月第3日曜日、年末年始】
※夜間の貸館利用がない場合、19:00に閉館します

文化活動スペース	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
多目的ホール 全面 [240人]	2,600円	3,900円	6,000円
多目的ホール 半面 [120人]	1,300円	1,950円	3,000円
研修室1 [24人]	450円	660円	1,700円
研修室2 [24人]	450円	660円	1,700円
会議室 [24人]	450円	660円	1,700円
和室1 [24人]	450円	660円	1,700円
和室2 [20人]	450円	660円	1,700円

- * 冷暖房費は別途加算となります。
- * 営利を目的とする活動または宗教活動もしくは、政治活動に該当する活動がある場合は、使用できません。
- * 使用につきましては事前にお問い合わせください。

市民活動スペース	9:00～22:00
ミーティング室 【6人】	無料
サロンルーム（4区画） 簡易パーティションで仕切ってます。 【1区画10人/全面使用時64人】	無料
交流室 【20人】	無料

- * 市民活動やボランティア活動を行う団体または個人が、打合せやサロン等に使用可。
- * 使用につきましては条件がありますので、事前にお問い合わせください。
- * 詳しくは、守山市民交流センターのホームページでご覧いただけます。

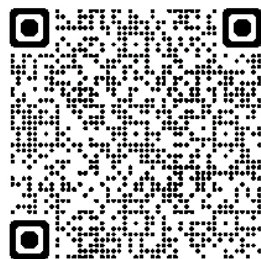
備品使用料	金額	印刷（輪転機）・コピー	金額
移動ステージ （要組立て）	1回 1,200円	マスター（製版）	1回 100円
ワイヤレスアンプ	1回 360円	印刷（用紙持ち込みあり）	1枚 2円
プロジェクター	1回 500円	印刷（用紙持ち込みなし）	1枚 3円
スクリーン	1回 500円	カラーコピー	1枚 50円
		白黒コピー	1枚 10円

■公共施設予約システムについて

スポーツ施設や公民館などにおいて、利用者の利便性向上や申込時の混雑緩和、密集回避のため、パソコンやスマートフォン等から空き状況の確認や予約ができる「公共施設予約システム」を導入しています（一部施設を除く）。

公共施設予約システムのご利用には、あらかじめ利用者登録をしていただく必要がございます。守山市ホームページにあるバナーもしくは、下記QRコードからアクセスいただけます。初回利用時には本人確認等が必要となる場合がございますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

<公共施設予約システム>



06. 助成金情報

■守山市市民提案型まちづくり支援事業助成金

市民公益活動団体が自主的、自発的に取り組むまちづくり活動を支援しています。応募団体からのまちづくり活動の提案を審査のうえ、採択し、活動に必要な経費を各事業区分の設定金額に応じて助成します。詳しくは募集要項をご覧ください。
右のQRコードからご覧いただけます。



区分	チャレンジ応援事業	地域貢献事業	自立事業化前提型事業
対象事業	市民公益活動団体が自由なテーマで提案した社会的または地域的な課題の解決に資する事業	市民公益活動団体のもつ知識や経験を活かし、自立した活動を展開することで社会的または地域的な課題の解決に資する事業	市民公益活動団体が、地域が抱える課題をビジネスの手法（サービスの受け手から対価を徴収する方法）により解決する事業
助成金額	上限 3 万円 （補助率 10/10）	上限 15 万円 （補助率 10/10） ※事業収入がある場合は、助成対象経費の合計額から差し引く	上限 50 万円 （補助率 10/10） ※事業収入がある場合は、助成対象経費の合計額から差し引く
交付条件	同一事業への交付は 3 回限り ※同一団体への交付回数に制限なし	同一団体への交付は 3 回限り ※H25年度までの「自由提案型事業」	同一団体への交付は 1 回限り
審査	書類審査	書類審査および公開プレゼンテーション （事業説明・質疑応答）	

* チャレンジ応援事業は、令和 6 年11月22日（金）まで募集受付中

■採択団体および事業概要

令和 6 年度は以下の11.団体が市民提案型まちづくり支援事業に採択されました。
(令和 6 年 7 月現在)

団体名および事業名		事業概要
◎チャレンジ応援事業		
1	エイブラハム林間学校 【子どもと高齢者をつなぐ「元気・チャレンジファーム」事業】	少子高齢化が進む本市のコミュニティで、遊休畑地の活用による農業体験を通して活発な子どもたちの活動と元気な高齢者の知恵をつなぐことにより、健康で持続可能なコミュニティの形成を促進するため、以下の目的を以て「元気・チャレンジファーム」を運営する。この取り組みを契機として市内各地域の同様の趣旨の取り組みが展開されるためのモデル事業とする。 ①地域の子どもの保護者や高齢者と共に野菜や花等商物の栽培を通して自然に親しむことにより、地域への愛情を育み、子どもたちの健全育成を図る。 ②高齢者が地域の子どもの保護者とともに野菜や花の栽培を通して交流を行うことにより、健康で活動的な生活を送る。
◎地域貢献事業		
1	地域サポートプラス実行委員会 【町家活用による地域おこし事業】	まちなかの空き家を活かし、地域の価値を高めるため文化遺産活用の専門家や報道関係、行政職員、近隣住民や古民家利用に興味のある市民を交えたタウンミーティングを開催します。タウンミーティングにより幅広い見地より意見を求め、地域ブランドの発掘や進むべき方向性を明確にして空き家の活用方法や地域の活性化に係る具体的なアクションプランを策定します。 上記アクションプランの内容に沿って、空き家を活用し運営いただく方を広く募り、公開プレゼンおよび期間限定のプレ活用イベントを以て、確定します。 さらには、同空き家や隣接の駐車場を市民全員が利用できる貸スペースとして活用し、賑わい創出や憩いの場、歴史・文化遺産の展示や集客イベントを行う交流スペースとして運用します。
2	おうみ子ども・若者未来のタネプロジェクト 【学校に行きづらい子どもたちのための育ちと学びのサポートブック（湖南圏域エリア版 守山市・草津市・栗東市・野洲市）の作成及び普及啓発事業】	・守山市他、湖南圏域（草津市・栗東市・野洲市）にある不登校の児童生徒、ひきこもりの子ども・若者を対象に支援している民間団体等取材する。 ・取材した団体等の活動内容や代表者の思いをまとめ、冊子化する。 ・啓発イベントにて冊子を広報したり、必要な方に届けたりする。
3	もりやまこども日本語学習クラブ 【日本語指導が必要な外国にルーツを持つこども達の学習支援事業】	毎月3～4回、日本語指導が必要な外国にルーツを持つ小中学生を中心としたこどもを対象に継続的に学習会を開き、学習支援サポーターがこども達の持つ寄った課題・宿題を支援する。会の中では、ゲーム・かるたなど、こども達はより日本や日本語に親しみを感じられる活動も併せて実施する。 また、年に2～3回、一般のこども達も対象として、書道や日本語を使った各種ゲームを内容とするイベントを実施し、外国語ルーツのこども達と一般のこども達が一緒に楽しむとともに市民の方々に本事業を広く知っていただく機会とする。

◎地域貢献事業

4	守山市立図書館友の会 【市民のための図書館を、市民が考える講座】	市民を対象に、年4回守山市立図書館で、図書館について学び、図書館の活用を促進する公開講座を開催する。 特に第1回目は子どもたちの参加を期待して、夏休みの8月に開催する予定。
5	こどもの居場所とあそび場 みんなのひみつきち 【こどもの居場所とあそび場 みんなのひみつきち】	地域の中に、子どもたちが自由に過ごすことができる居場所と遊び場を開設します。代表者自宅の納屋と庭を整備し、平日週1～2回放課後の時間帯に開放し、幼児から、小学生・中学生まで、地域の子どもたちが自由に遊び、思いのままに過ごせるスペースを作ります。また週末(2ヶ月に1回程度)には、もの作り体験型ワークショップや焚き火体験等を企画し、子ども時代の豊かな時間を作り出す機会を提供します。
6	bochibochisloth 【五感を刺激し、多世代で楽しむことができるアート活動】	感触遊びや造形遊び、子ども・大人・親子でなど、いろいろな世代の方楽しんでもらえる ハンドメイド やアートあそび のワークショップを企画・運営する。
7	しが木育協議会 【木育推進事業およびおもちゃの広場】	1.木育講座・親子木育教室を開催 木の良さや木の効果・滋賀の山や森の現状・地球温暖化防止などを、座学や、実際に木や森に触れたり、間伐材や端材を用いたおもちゃや生活用品を作ったりすることで環境や自然の大切さを伝える。 2.おもちゃの広場・知育あそびの広場・手作りおもちゃ工房を開催 誰でも気軽に集える「子育てサロン」を地域で開き、サロン内で、五感を刺激する木製玩具に触れ、親子が安心して遊べる場、子育ての仲間作りや相談できる場を提供する。 木製品を使った知育あそびを親子家族で楽しむ中で、知識のみに偏らず学習への基礎力や創造力を身に着ける場と時間を提供する。 県や地域のイベントや公共施設などで、親子で端材や間伐材などを使って簡単なおもちゃ作りを楽しむことによって、木の心地よさを感じながら親子が触れ合える時間や場を提供する。
8	Ludder Concerts 【滋賀県出身の若手音楽家による「45分のコンサート」】	守山市あまが池プラザにて、守山市民を対象に参加費500円で年7回のコンサートを行う。また、出演者には滋賀県出身の若手音楽家を起用する。
9	さづかわ祭り教室 【幸津川の「宿」再生および祭り活性化事業】	幸津川町の地域課題として、①人が長く住んでいない大きな古民家が点在すること、②国指定およびユネスコになっているケンケト祭りの練習や当日の控え所となる「宿」を担える家が小型の戸建て住宅が増加する中、場所がない、③若手や親世代が祭礼に触れる機会がないことがあげられます。これらを解決するため、古民家を宿として改修内容を地域住民と健闘し、同時に親子を対象としたお祭り学習教室を開催することで貴重な地域遺産をより地域に知らせ、今後の参加者増加を狙う。
10	おむすびイベント企画 【人とわんちゃんに優しい：わんちゃんのお世話体験会】	保護犬猫を知ってもらう機会を増やし、これ以上悲しいわんちゃんを増やさないようするための、お世話体験＆保護犬猫案内チラシ配布イベント開催事業

■ 「豊かな市民活動のまち応援事業」

地域活性化や地域課題の解決を目的に、本市のふるさと納税を活用して市民団体などが自主的・継続的に取り組む事業を支援します。

この制度は、応募のあった団体について、公益性や発展性などを外部委員会により審査のうえ、認定団体として登録します。

その後、本市に認定団体を指定したふるさと納税の寄附があった場合に、寄附額から返礼品代や事務費などの経費を差し引いた金額（寄附額の50%を上限）を補助金として交付します。

※認定団体の募集期間は、年度によって異なります。

令和4年度認定団体

- ・子育て助け合いワーカーズたすき星
- ・認定NPO法人びわこ豊穰の郷
- ・オムスビの会

令和5年度認定団体

- ・赤野井歴史の会
- ・なかよしマルシェ
- ・一般社団法人 フードバンクびわ湖

* ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度です。手続きをすると、寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられます。寄附金の使い道を指定でき、地域の名産品などのお礼の品もいただける魅力的な仕組みです。

※制度上、守山市に住民登録がある方のご寄附に対する返礼品の発送は行っていません。

□企画政策課 TEL：582-1162 FAX：582-0539
(豊かな市民活動のまち応援事業)

07. 活動周知のサポート

後援名義の使用

後援名義を使用することで、参加者からの信用を得やすくなり、市民に対する周知をしやすくなることが期待できます。

守山市および守山市教育委員会の後援名義を使用するには、事前に市の承認を受ける必要があります。申請をされる場合は、申請書に事業計画を添付し、関係課に提出してください。また、事業完了後には、実績報告書を提出する必要があります。

なお、後援名義の承認は、市の施策の推進に寄与すること、法令または公序良俗に反しないこと、営利目的でないことなどを考慮して判断されます。また、承認には時間を要しますので、早めにご相談ください。

広報もりやま掲載

毎月1日と15日発行の広報もりやまの「Information」欄に市民活動や催しなどの記事を掲載することができます。（詳しくは掲載基準をご確認ください。）

●掲載できる記事

文化・スポーツ、ボランティア活動等の催しの情報や参加者募集

●申し込みができる人

原則として、市内で活動をしている方

●記事内容

タイトルや団体名、日時、場所、費用、連絡先等100文字以内

●申し込み方法

掲載希望日の1ヶ月前までに掲載申込書を企画政策課広報係まで持参またはメール送付（申込書はホームページに掲載）

※紙面の関係上、ご希望の号に掲載ができない場合があります。

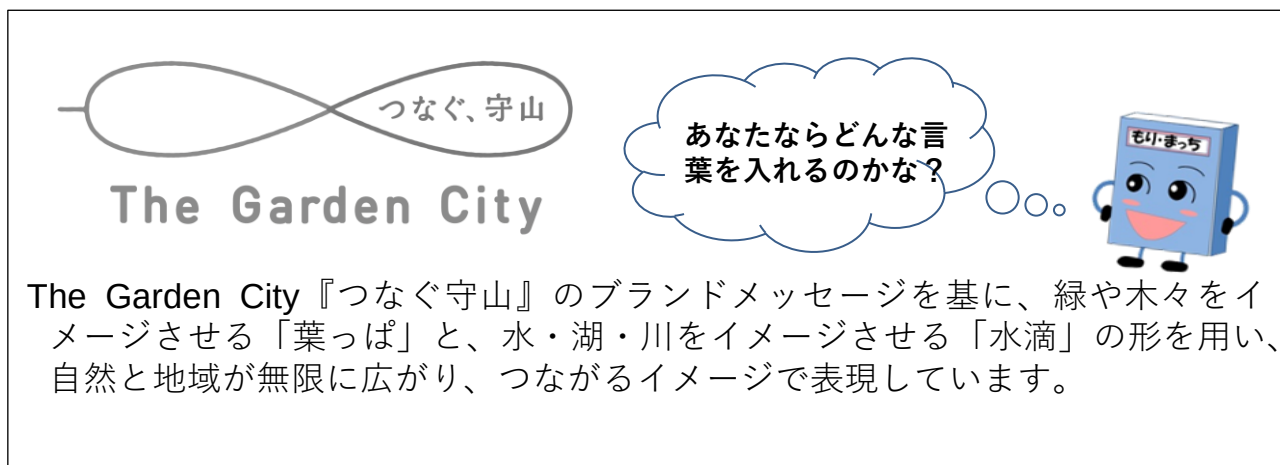
※1月1日号には掲載できません。

☐ 企画政策課広報係 TEL：582-1164 FAX：582-0539

市公式イラスト等の利用

○守山の魅力を発信するロゴデザイン

市内イベントなどのポスターや広報媒体に掲載することにより、様々な場面で守山の魅力発信を行っています。ロゴデザインは3種類あり、あなたの好きな言葉と組み合わせることが出来る「市民参加型」のデザインもあります。



〈使用について〉

使用条件があり使用届が必要となります。企画政策課へご連絡ください。
(個人的または家庭など限られた範囲内において使用する場合には不要です。)

□企画政策課 TEL：582-1162 FAX：582-0539

○守山市PRキャラクター「もーりー」

守山市のPRキャラクター「もーりー」は、ほたるの妖精で男の子です。

この愛らしいイラストを、市民活動に係るチラシ等に使用することが出来ます。

＜使用について＞

- ・使用条件があり使用届が必要となります。
 - ・守山商工会議所のホームページ
(もーりー関連事業) 参照。
 - ・お問い合わせは、守山商工会議所へ
ご連絡下さい。



守山市PRキャラクター
「もーりー」

□守山商工会議所 TEL：582-2425

守山市で活動するすべての市民活動団体の皆さま

市民活動データ登録をお願いします！

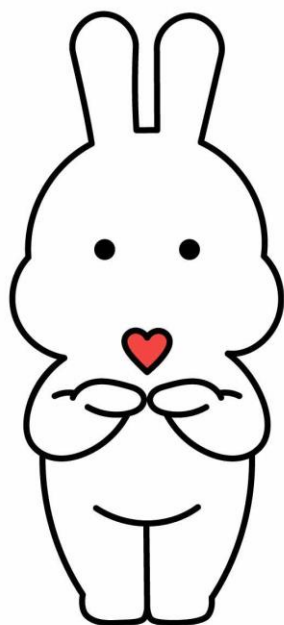
市民活動データ登録を行うと…

市民活動に関する有益な
情報を発信します。

市民活動団体紹介冊子
「マッチングリスト」
へ掲載できます。

市のHPに活動データが
掲載され、団体認知UP
のきっかけになります。

団体同士のつながり
が生まれ活動の幅が
広がります。



つまり…**認知**や**活動の幅**が広がります！



登録方法

01

守山市民交流センター窓口にて登録用紙を受け取り記入後、直接窓口へ提出。

02

守山市ホームページより登録票をダウンロードし、
メールまたは、守山市民交流センター窓口にて提出。

市ホームページ➡



03

右のQRコードをスマホで読み込み、専用の登録
フォームから提出。

登録フォーム➡



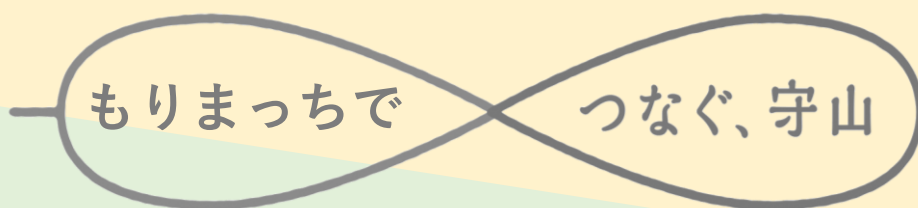
皆さまの**ご登録**をお待ちしております！

<守山市役所市民協働課協働推進係(市民交流センター内)>

TEL:077(582)1149 MAIL:shiminkyoudou@city.moriyama.lg.jp

位置〈市役所〉
北緯35° 03'32"／東経135° 59'40"
面積 55.73平方キロメートル
人口 85,737人
(令和6年6月末現在)





The Garden City

2024年8月発行
守山市市民協働課協働推進係（市民交流センター内）
〒524-0022 守山市守山2丁目16番45号
TEL：077-582-1149
MAIL：shiminkyoudou@city.moriyama.lg.jp